

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成28年6月1日

契約責任者 西日本高速道路株式会社 九州支社
大分高速道路事務所 所長 遠藤 雄二

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

大分自動車道 大分地区維持補修用機械等定期点検及び整備作業

大分高速道路事務所の維持補修用機械等定期点検及び整備作業：一式

小型車：20台、中型車：6台、大型車：12台

数量は予定数量であり、契約数量を保証するものではない。

(2) 調達案件の仕様等

大分高速道路事務所の保有する、維持補修用機械等の車両部分に関する定期点検及び整備作業を行うもの。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成29年6月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、各項目の単位あたりの税抜単価に予定数量を乗じた価額の総価を記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出時に過去3ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3、その3の2、その3の3のいずれか））の写しを提出できる者であること。

- (4) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 小型、中型、大型車両の点検、整備及び修理を実施する事業場が大分県に1箇所以上確保された会社であること。
- (6) 小型、中型、大型車両の点検、整備及び修理を実施する事業場が道路運送車両法第94条の2の「指定自動車整備事業」の指定を受けた事業場であること。
- (7) 車両本体の故障に関する連絡が24時間受付可能な窓口を設けること。
- (8) 車両本体の修理を実施する事業場への連絡体制が確立していること。
- (9) 故障等で西日本高速道路株式会社からの要請による、車両本体の修理を実施する事業場に所属する技術者を大分インターチェンジ（大分県大分市金谷迫）、別府インターチェンジ（大分県別府市鶴見）、臼杵インターチェンジ（大分県臼杵市野田）、中津インターチェンジ（大分県中津市三光西秣）、速見インターチェンジ（大分県速見郡日出町）のいずれかへ事業場から1時間以内に派遣が可能であること。
- (10) 車両本体の修理に派遣する技術者について自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による2級自動車整備士（ガソリンもしくはジーゼル）またはこれと同等以上の資格試験に合格したものであること。

3 入札手続等

(1) 担当部署

〒870-0879 大分県大分市大字金谷迫字塚田1438番地
西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所 総務課
課長 門田 仁志 電話097-546-8061

(2) 入札説明書、入札者に対する指示書等の交付期間及び方法

交付期間：平成28年6月1日（水）から平成28年6月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く）。

交付方法：入札情報公開システムより、提供する。

<https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「164111002」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時00分から午後4時00分まで、本公告3(1)の場所において入手することができる。

(3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格を有することを確認するための資料（以下「申請書等」という。）の提出期間、場所及び方法

期間：平成28年6月1日（水）から平成28年6月21日（火）までの休日を除く毎日午前10時00分から午後4時00分まで。（ただし、郵便（書留郵便に限る）又は託送（1）により提出する場合は、平成28年6月20日（月）午後4時00分までに本公告3(1)へ必着させること。）

場所：本公告3(1)に同じ。

方法：持参、郵便（書留郵便に限る）又は託送により提出すること。（電送による提出は認めない。）

1 託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

(4) 入札書提出の期限、場所及び方法

期限：平成28年7月22日（金）午後4時00分まで。（ただし、郵便（書留郵便に限る）又は託送による入札については、期限までに本公告3(1)へ必着させること。）

場所：本公告3(1)に同じ。

方法：持参、郵便（書留郵便に限る）又は託送すること。（電送による入札は認めない。）

(5) 開札の日時、場所

日時：平成28年7月25日（月）午後1時30分

場所：本公告3(1)の西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所 会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この条件付一般競争に参加を希望する者は、本公告3(3)に定めるところにより申請書等を作成のうえ提出し、競争参加資格を有することについての確認を受け、本公告3(4)に定める期限までに入札書を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、申請書等の内容に関する契約責任者からの照会があった場合には説明しなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、入札に参加するために必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法 本公告に示した役務に係る入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者となるべき者とする。

(6) 手続における交渉の有無 無

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 詳細は、入札説明書による。

以 上